

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、平成26年2月10日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,540
普通作業員	1,330
軽作業員	1,050
造園工	1,600
法面工	1,810
とび工	1,670
石工	2,140
ブロック工	2,050
電工	1,700
鉄筋工	1,690
鉄骨工	1,580
塗装工	1,820
溶接工	1,830
運転手(特殊)	1,880
運転手(一般)	1,520
潜かん工	2,560
潜かん世話役	3,030
さく岩工	2,320
トンネル特殊工	2,280
トンネル作業員	1,840
トンネル世話役	2,560
橋りょう特殊工	2,080
橋りょう塗装工	2,290
橋りょう世話役	2,580
土木一般世話役	1,890
高級船員	2,380
普通船員	1,890
潜水士	2,960
潜水連絡員	1,860
潜水送気員	1,870
軌道工	2,140
型わく工	1,860
大工	1,830
左官	1,760
配管工	1,570
はつり工	1,580
防水工	1,730
板金工	1,580
タイル工	2,030
サッシ工	2,180
内装工	1,740
ガラス工	1,740
建具工	1,470
ダクト工	1,440
保温工	1,710
設備機械工	1,740
交通誘導員A	930
交通誘導員B	820